

令和3年度

第1回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年4月20日開会

観音寺市農業委員会

## 観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年4月20日(火) 午後2時00分～午後3時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 18人

- 1番 森川 光典 (会長)
- 2番 合田 政光
- 3番 小西 修
- 4番 荻田 昇吾
- 5番 黒田 直文
- 7番 石井 崇雄
- 8番 豊田 敏計
- 9番 齋藤 照久
- 10番 中村 能身
- 11番 石川 素康
- 12番 山下 大輔
- 13番 岡下 定幹
- 14番 小出 章寛
- 15番 合田 亘
- 16番 山内 春雄
- 17番 川下 肇
- 18番 合田 朝子
- 19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農用地利用集積計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長

森川 省三

事務局次長(農政管理係長)

藤村 佳広

事務局主任(農地係長)

石井 盟人

事務局主事

藤川 博史

6 会議の概要

(午後2時 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第1回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、5番黒田直文委員、並びに11番石川素康委員のご両名をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。それでは議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年4月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は4件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、高齢により所有している農地等の整理を行っていたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は、所有している農地等の管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、申請地を相続したものの県外在住で農地の耕作ができないため、所有している農地等の整理を行っていたところ、隣接農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の申請地は、相続したものの管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件で規模拡大を図るものです。

以上4件の申請につきましては、全部効率利用(利用・耕作)要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

議案第1号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員さんより補足説明をお願いしたいと思います。1番について、小西 修 委員 補足説明をお願いします。

小西委員 問題ありません。

議長(会長) 2番について、まず 岡下 定幹 委員 補足説明をお願いします。

岡下委員 問題ありません

議長(会長) つづいて、小出 章寛 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 問題ありません

議長(会長) 3番について、中村 能身 委員 補足説明をお願いします。

中村委員 問題ありません。

議長(会長) 4番について、山下 大輔 委員 補足説明をお願いします。

山下委員 問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありました、全体で何かご意見ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年4月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は2件です。

議案書5ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請場所は、三本松町三丁目甲2155-60外1筆で観音寺小学校から南西約850mに位置し、市道極楽橋柞田川線に接する都市計画法の準工業地域として定められた第3種農地であり、登記地目が畑、現況地目が宅地で、転用面積は361㎡です。併せ地は118.68㎡、合計で479.68㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建て128.04㎡、物置1棟平屋建て3.60㎡、合計128.04㎡です。

転用に及んだ理由ですが、平成6年2月に居宅を建築し宅地として利用してきましたが、今般、既存建物の隣の宅地部分に新築建物の建築を計画し確認したところ無断転用となっておりました。始末書を付しての転用申請です。

2番の申請場所は中田井町高樋422-1外1筆で、一ノ谷小学校から東約950mに位置し、市道本村三豊中学校線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、登記地目が畑、現況地目が宅地で、転用面積が306㎡です。併せ地は542.13㎡、合計で848.13㎡です。

利用計画ですが、住宅2棟2階建て306.68㎡、納屋1棟2階建て67.28㎡、納屋1棟平屋建て43.19㎡、合計417.15㎡です。

転用に及んだ理由ですが、昭和40年頃から宅地として利用しており、今回、登記地目が農地のままと分かっていることが分かり、始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、合田 政光委員 補足説明をお願いします。

合田委員 問題ありません

議長(会長) 2番について 荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 問題ありません。

議長(会長) 有難うございました。地区委員さんより補足説明がありましたが、全地区の委員さんでご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、意見書を付して知事に進達します。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和3年4月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。

議案書の7ページをご覧ください。

1番の転用目的は修理工場と車置場で、賃借権設定しようとするものです。

申請場所は、坂本町字三丁目甲253-1外3筆で、観音寺市役所から南約300mに位置し、県道込野観音寺線に接する都市計画法の準工業地域に定められた第3種農地であり、登記地目が田、現況地目が田、転用面積は2404㎡です。

利用計画ですが、修理工場2棟平屋建て800㎡、事務所1棟平屋建て120㎡、合計920㎡です。

転用に及んだ理由ですが、法令の改正により大きい修理工場が新たに必要になったことと、事業拡大により車の置き場が不足したため、立地条件がよい申請地を選定し転用に至ったものです。

2番の転用目的は貸露天駐車場で、所有権移転をするものです。

申請場所は、出作町字堂ノ本200で、中部中学校から南東約300mに位置し、市道栗井駅南線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、地目が田、転用面積が800㎡です。併せ地は宅地991㎡、合計で1791㎡です。

転用に及んだ理由ですが、現在ある店舗が観音寺市道の拡幅工事により退去となるため、その代替地として柞田町の営業所を拡張し従業員並びに来客用駐車場するよう考えていたところ、相続後に農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で話が纏まり転用申請に至ったものです。

3番の転用目的は一般住宅で、使用賃借権を設定しようとするものです。

申請場所は、中田井町字高樋423-1で一ノ谷小学校から南東約950mに位置し、市道本村三豊中学校線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、地目が田、転用面積が303㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟平屋建て123.50㎡です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパートで妻と暮らしているが、今後子どもが生まれることを考え、子育てのこと、また将来的に親の面倒も見る事ができることから、実家の隣に新居を構えることを計画し転用に至りました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番については、合田 政光委員 補足説明を行います。

合田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、小西 修委員 補足説明を行います。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3 番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号 非農地証明願いについてを議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 7 ページをご覧ください。

議案第 4 号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和 3 年 4 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 3 件です。

1 番の申請地は、植田町字上 678-1 外 1 筆で、常磐小学校から南東に 550m に位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が 306 m<sup>2</sup> です。申請地は少なくとも昭和 24 年頃より住宅の敷地の一部として利用されており、当時の航空写真を確認しましたが、宅地として利用されていたことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2 番の申請地は、大野原町大野原字八兵屋敷 893-1 で、大野原中学校から南東に 900m に位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が 373 m<sup>2</sup> です。申請地は少なくとも昭和 26 年頃より住宅の敷地の一部として利用されており、当時の航空写真を確認しましたが、宅地として利用されていたことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

3 番の申請地は、大野原町丸井字梅花 2265-6 で、燧望苑から南に 2,200m に位置し、登記地目は畑、現況地目は畑、面積が 1226 m<sup>2</sup> です。当時の航空写真を確認し、山林化していることが確認できていることから、非農地の認定基準である「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地として復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1 番については、小西 修 委員補足説明を行います。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2 番については、中村 能身委員 補足説明を行います。

中村委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3 番については、小出 章寛委員 補足説明を行います。

小出委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたら全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 異議がないようですので、議案第4号 非農地証明願については、承認することに決定させていただきます。

次に、議案第5号 観音寺市農地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼いたします。

議案第5号の説明に入ります前に、議案書の訂正をお願いいたします。

事前にお配りの議案書51ページ申請番号10番の案件については、申請者より取り下げられましたので、削除をお願いします。それによって総括表の面積が変わりますので、45ページの総括表の栗井地区の面積、5567㎡を2284㎡に、また10年以上の合計面積13652㎡を10369㎡、41446㎡を38163㎡に修正をお願いします。

お手数をおかけいたしますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第5号について説明させていただきます。議案書の10ページをお開きください。

議案第5号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和3年4月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の11ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和3年4月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	㎡
高室地区	11,395㎡
常磐地区	10,054㎡
柞田地区	10,828㎡
木之郷地区	2,309㎡
豊田地区	17,234㎡
栗井地区	3,158㎡
一ノ谷地区	2,284㎡
大野原地区	63,633㎡
豊浜地区	5,850㎡

です。

田140筆、合計面積126,745㎡となっております。

今月は63件の申出があり、次の12ページから44ページに集積計画の内容を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

その中で、19ページ、15,16,17番についてですが、渡人はいずれも農地の管理に苦慮しており、受人は最近、農業を始めたということでトラクターも所有しております。

次に、22ページ、21番の受人は、遊休農地である申請地を貸借し、ブルーベリーを栽培するとのことです。

ほかは、特に気になる案件はありませんので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の45ページをご覧ください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和3年4月30日公告(案)ですが、これは農地機構を通じた貸借を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、該当する地区の集積面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	m <sup>2</sup>
高室地区	m <sup>2</sup>
常磐地区	m <sup>2</sup>
柞田地区	14, 126 m <sup>2</sup>
木之郷地区	m <sup>2</sup>
豊田地区	2, 130 m <sup>2</sup>
栗井地区	2, 284 m <sup>2</sup>
一ノ谷地区	m <sup>2</sup>
大野原地区	18, 176 m <sup>2</sup>
豊浜地区	1, 447 m <sup>2</sup>

合計、19件、田44筆、38,163 m<sup>2</sup>です。

貸借が13件、使用貸借が6件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の46ページから56ページに記載しております。

これは、貸付者から農地機構、農地機構から借受者へ令和3年5月1日付で転貸される一括方式による貸借となります。

内容については、全て農地機構を通じての貸借であり、特に気になる案件はありませんでした。

議案第5号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 特にないようですので、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画(案)に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

議長(会長) 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

議長(会長) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願いいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和3年度第1回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後3時00分閉会>